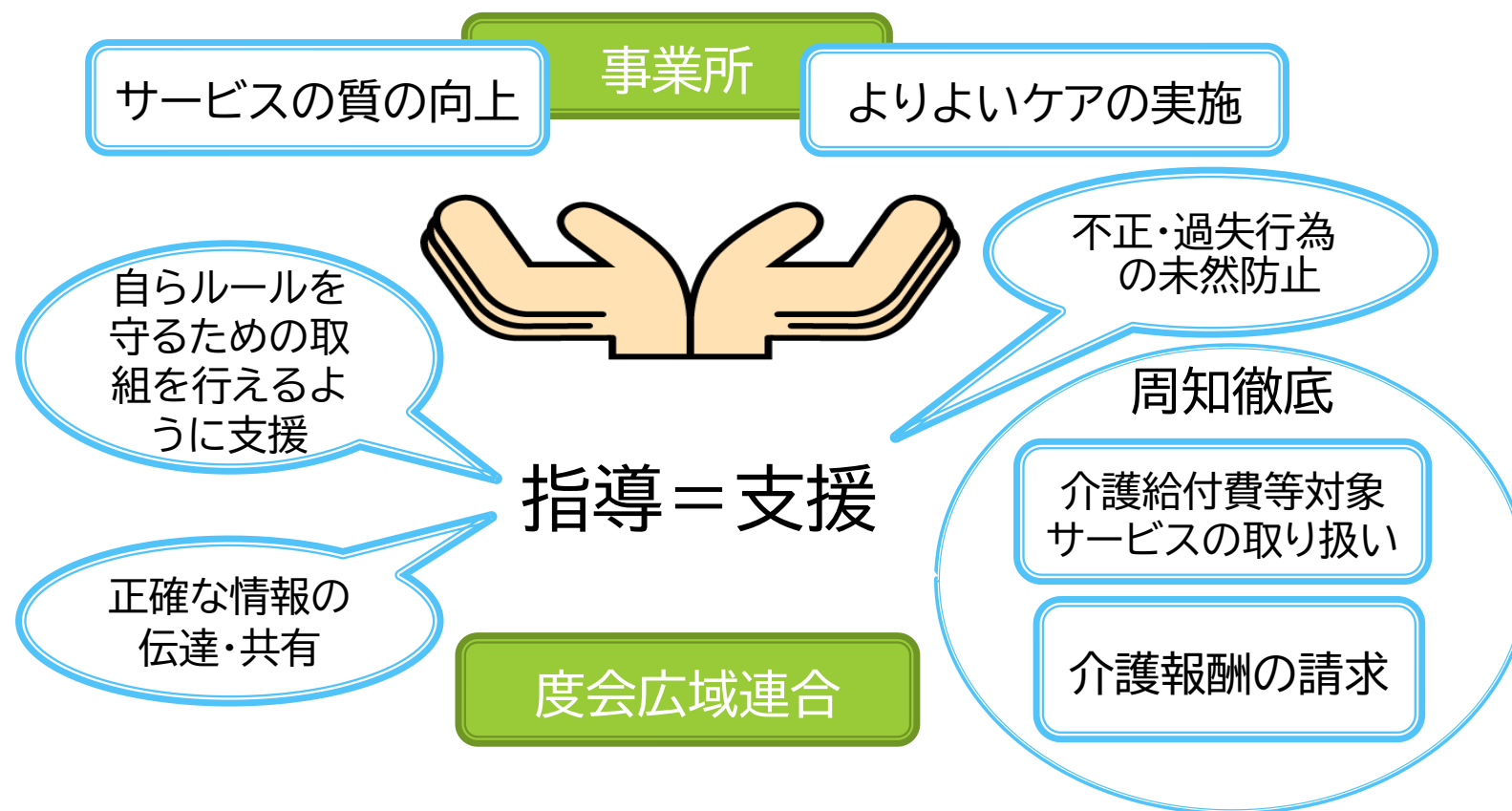


令和8年度 集団指導(全サービス共通)

度会広域連合



はじめに



事業所とともに住民が安心して暮らすことができる地域を作りたい！！

目次

- 1 指導について
- 2 令和7年度 運営指導報告
- 3 令和8年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和8年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 各事業所からの質問について
- 7 その他



目次

- 1 指導について
- 2 令和7年度 運営指導報告
- 3 令和8年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和8年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 各事業所からの質問について
- 7 その他



指導について

指導の種類

	集団指導	運営指導
対象者	町が指定の権限を持つ全サービス事業所	選定したサービス事業所
場所	指定した会場 Web 等	選定した事業所の事務所 等
方法	講義形式 等	面談形式
内容	各種基準等の周知、過去の指導・処分事例の紹介、関係機関からの連絡等、必要に応じ決定	人員基準、運営基準等に係るチェック項目に基づき、関係書類の確認を行う



指導について

指導と監査の違い

【指導】支援

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、事業所を支援すること。

◆介護サービスの質の向上・確保

◆保険給付の適正化

※定期的に行われる

【監査】公正適切な措置

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める介護給付等サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合に事実関係を把握し、公正且つ適切な措置をとること。

※入手した情報等により随時行われる



指導について

運営指導時の注意

隠蔽や虚偽の報告は、事態を深刻化させるだけでなく、**監査への移行や行政処分の対象**となるなど、重大な不利益が生じる可能性があります。

運営指導においては、事業所の適切な運営状況を確認するため、正確な事実に基づいた資料の提出およびご報告をお願いいたします。



目次

- 1 指導について
- 2 令和7年度 運営指導報告
- 3 令和8年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和8年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 各事業所からの質問について
- 7 その他



令和7年度運営指導報告

令和7年度運営指導結果一覧表

実施事業数		口頭指導	文書指導
9事業所		34	39
地域密着型通所介護	2		
第一号通所介護	2		
居宅介護支援	2		
認知症対応型共同生活介護	2		
地域密着型介護老人福祉施設	1		



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

①秘密保持について

★利用者の家族に関する個人情報を使用する場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書にて得ておくこと。



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

②職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置について
★事業主が講ずべき措置の具体的内容として、以下の2点が定められているので適切に対応すること。

ア.事業者の方針の明確化及びその周知・啓発

イ.相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

③運営推進会議について

- ★運営推進会議は新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第三報)問8において、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えないとされていたが、この取り扱いは令和5年5月で終了している。適切に運営推進会議を開催すること。
- ★運営推進会議開催後は記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

④認知症介護基礎研修について

★認知症介護基礎研修の義務付けの経過措置期間は令和6年3月31日で終了している。新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関連資格を有さない従業者に関する研修の義務付けについては、採用後1年間の猶予期間が設けられている。計画的に研修受講を行うこと。



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

⑤管理者について

- ★管理者が他の職務を兼務する場合は、当該事業所の管理業務に支障がない体制とすること。
- ★管理者は、原則として「常勤」で配置する必要があるため、当該事業所における常勤の職員が従事すべき時間数を満たす勤務体制とすること。



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

⑥内容及び手続の説明及び同意について

★利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

⑦個別サービス計画について

- ★個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること
- ★それぞれの利用者について、個別サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと
- ★提供するサービスは、居宅サービス計画及び個別サービス計画に基づいた内容とすること。



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

⑧身体的拘束等について

★「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと

- イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

⑨運営規程について

★運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めること



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

⑩虐待の防止について

★「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

⑩虐待の防止について

★虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置をすべて講じること。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

⑪衛生管理について

★感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置をすべて講じること。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

⑫業務継続計画の策定等について

- ★感染症及び非常災害の業務継続計画を作成すること。
- ★従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。
- ★定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

⑬ 非常災害対策について

- ★ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

⑭介護職員等処遇改善加算について

★処遇改善計画書及び実績報告書を提出期日までに提出すること

★賃金改善を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること

★加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであるため、加算による収入額を下回ることのないよう適切に支給を行うこと



令和7年度運営指導報告

指摘事項からの留意点

⑮利用定員について

★災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて介護サービスの提供を行わないこと。



目次

- 1 指導について
- 2 令和7年度 運営指導報告
- 3 令和8年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和8年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 各事業所からの質問について
- 7 その他



令和8年度実施方針

実施方法

集団指導:動画配信と資料掲載により、介護保険法及び関係法令等の周知を行います。

運営指導:実地により、書類点検の他、施設内巡視等により、適切なサービスが提供されているかを確認します。

※令和9年度からは、誤った運用の長期化によるのちの巨額な返還リスクから事業所を守るため、現在「指定期間内に1回」としている運営指導の周期を短縮し、より頻度を上げて実施することを検討しています。



令和8年度実施方針

指導における重点項目

- (1) 法令遵守の状況について
- (2) 利用者の尊厳の保持
- (3) 感染症等の対策
- (4) 危機管理への取組
- (5) ハラスメント対策の状況について



令和8年度実施方針

(1)法令遵守の状況について

◆人員基準について

従業員の員数は適切であるか、必要な専門職が揃っているか、兼務体制は適切か等

◆運営基準について

取扱方針等に定められている事項に沿ってサービスを行っているか等

◆設備基準について

使用目的に沿って使われているか、施設内の環境が不適切ではないか、非常災害対策が施されているか等

◆適正な介護報酬の請求が行われているか(特に加算関係)



令和8年度実施方針

(2)利用者の尊厳の保持

- ◆ 利用者に対して虐待等の不適切な介護を行っていないか。
- ◆ 虐待防止の対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行っているか。
- ◆ 緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行っていないか、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は適切な手順を踏んでいるか。

(3)感染症対策

- ◆ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っているか。



令和8年度実施方針

(4)危機管理への取組

- ◆ 感染症及び災害に係る業務継続計画の策定、研修や訓練の実施等が行われているか。
- ◆ 非常災害時のマニュアルや連絡体制等が実態に合っているか。
- ◆ 事故や苦情等の記録が適切に行われ、再発防止が検討されているか。

(5)ハラスメント対策の状況について

- ◆ 職場におけるハラスメントに関する方針を明確にし、従業員に周知啓発しているか。
- ◆ 職場におけるハラスメント相談体制が整備されているか。



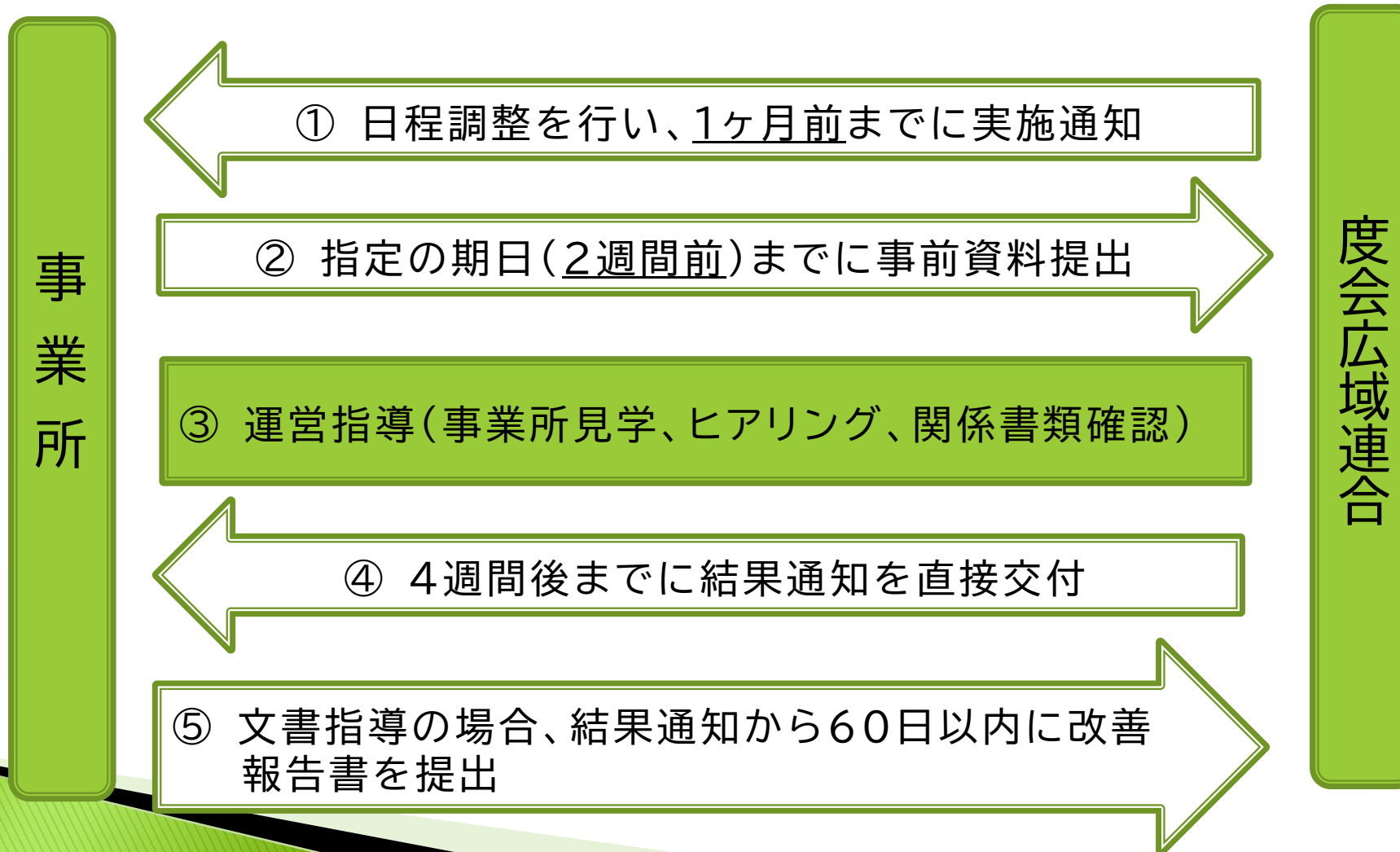
目次

- 1 指導について
- 2 令和7年度 運営指導報告
- 3 令和8年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和8年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 各事業所からの質問について
- 7 その他



運営指導の流れと令和8年度運営指導予定

運営指導の流れ(運営指導実施日まで)



運営指導の流れと令和8年度運営指導予定

運営指導の流れ(指導当日)

時間	内容
10:00	開始
	①本日の流れと指導の目的について共有 当日の流れと、指導の目的について説明します。
	②事業所内部の見学 事業所内部の見学をさせていただきます。
	③書類の確認 広域連合職員が書類等を確認させていただきます。 確認する中でわからない点があれば、事業所担当者様にお聞きします。
14:00	④講評 指導結果を口頭で講評します。
15:00	⑤事業所からの質問の受付・情報交換等 この機会に聞いておきたいこと等があれば、受付します。 また、事業所の地域での役割、現在の困りごと等をお聞きします。
16:00	終了

*時間については現在の目安です。



運営指導の流れと令和8年度運営指導予定

運営指導の流れ(指導当日)

時間	内容
10:00	開始
	①本日の流れと指導の目的は 当日の流れと、指導の目的について
	②事業所内部の見学 事業所内部の見学をさせていただく
	③書類の確認 広域連合職員が書類等を確認させ、 確認する中でわからない点があれば
14:00	④講評 指導結果を口頭で講評します。
15:00	⑤事業所からの質問の受付・情報交換等 この機会に聞いておきたいこと等があれば、受付します。 また、事業所の地域での役割、現在の困りごと等をお聞きします。
16:00	終了

度会広域連合の指導目的である「事業所支援」「事業所とともに地域をつくる」ため、運営指導時に事業所との情報交換を行います。

- ◆現在、運営等で困っていること
 - ◆事業所の理念や、地域における事業所の役割
 - ◆事業所の取り組み
 - ◆運営、報酬に関する質問
- などにつきご意見をお聞かせ下さい。

*時間については現在の目安です。



運営指導の流れと令和8年度運営指導予定

令和8年度運営指導予定

事業所名	運営指導予定時期
南伊勢町社会福祉協議会ふれあいなんとう(南伊勢町)	令和8年12月
大紀町ケアプランセンター(大紀町)	令和9年1月
グループホーム わたらい(度会町)	令和9年2月
デイサービスセンター「まごころ」(南伊勢町)	令和9年3月
デイサービスセンター「めぐみ」(大紀町)	令和9年4月
居宅介護支援事業所「のぞみ」(南伊勢町)	令和9年5月

※上記の事業所に対しては1ヶ月以上前に電話で日程調整を行い、実施日決定後に通知を送付します。

※予定は変更になる可能性があります。



目次

- 1 指導について
- 2 令和7年度 運営指導報告
- 3 令和8年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和8年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 各事業所からの質問について
- 7 その他



令和6年度までの経過措置について

令和6年度から義務化された内容について、令和7年度の運営指導で誤りが散見されましたので、理解を深めるために再度周知を行います。

(1) 業務継続計画の策定等

(2) 虐待の防止

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置



令和6年度までの経過措置について

(1) 業務継続計画の策定等

- ▶ 業務継続計画(感染症・災害)の策定。
- ▶ 定期的な研修及び訓練の実施。
- ▶ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。



令和6年度までの経過措置について

(2) 虐待の防止

- ▶ 委員会の開催と従業者への結果の周知。
- ▶ 虐待の防止のための指針の整備。
- ▶ 定期的な研修の実施。
- ▶ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



令和6年度までの経過措置について

(3) 感染症の予防及びまん延の防止の措置

- ▶ 委員会の開催と従業者への結果の周知。
- ▶ 定期的な研修及び訓練の実施。
- ▶ 平常時の対策及び発生時の対応を規定した指針の整備。



令和6年度までの経過措置について

サービス種別毎の研修等の最低限必要な開催回数

	業務継続		高齢者虐待		感染症		
	研修	訓練	研修	委員会	研修	委員会	訓練
GH	年2回	年2回	年2回	年1回	年2回	6月に1回	年2回
密着特養	年2回	年2回	年2回	年1回	年2回	3月に1回	年2回
小多機	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	6月に1回	年1回
居宅支援	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	6月に1回	年1回
予防支援	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	6月に1回	年1回
認知デイ	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	6月に1回	年1回
密着デイ	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	6月に1回	年1回
基準訪問	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	6月に1回	年1回



目次

- 1 指導について
- 2 令和7年度 運営指導報告
- 3 令和8年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和8年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 各事業所からの質問について
- 7 その他



各事業所からの質問について

(1) 受付窓口

質問内容	受付機関
事業所の運営及び人員等の基準解釈 各種加算、集団指導、運営指導	度会広域連合
介護保険に関するその他の質問	各町役場

※度会広域連合へのご質問は、電話、FAX、メール等で受け付けております。ただし、匿名のご質問など、質問者の特定ができない場合は、状況によりご回答が難しいこともございますので、何卒ご容赦ください。



各事業所からの質問について

(2) 質問をする際の注意点

- ① 度会広域連合では、町が指定するサービス以外のご質問について、お問い合わせ内容によっては、十分な情報を提供できないなど、回答が困難となるケースがございます。恐れ入りますが、そのような場合は三重県や国民健康保険団体連合会など、専門の部署や機関にご確認いただけますようお願いいたします。
- ② ご質問の前に、各事業所で運営基準等をあらかじめご確認くださいませようようお願いいたします。なお、不確かな情報や伝聞に基づくお問い合わせには、適切なご回答が困難な場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



目次

- 1 指導について
- 2 令和7年度 運営指導報告
- 3 令和8年度 実施方針
- 4 運営指導の流れと令和8年度運営指導予定
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 各事業所からの質問について
- 7 その他



その他

(1)伊勢労働基準監督署からのお知らせ

今年も伊勢労働基準監督署から労働関係法令について周知したい内容の資料提供を受けております。

各事業所で内容を確認していただき、適切な対応をお願いします。



その他

(2) 処遇改善加算について

処遇改善加算については、毎年度多くの指摘事項が発生しております。特に、「配分対象外の職員へ配分してしまっていた」といった事例があり、場合によっては、後から多額の追加支給を行わなければならないケースも確認されています。度会広域連合では、こうした不備を未然に防ぎ、適正な制度運用を行っていただくための相談窓口として、個別の助言等を行っております。少しでも不安や疑問がある場合は、ぜひお気軽にご相談ください。特に、令和8年度から新たに加算を取得された事業所様におかれましては、最初のボタンを掛け違えないためにも、積極的なご活用をおすすめいたします。



その他

(3) 居宅サービス計画第6票(サービス利用票)について
令和5年度の集団指導において、「第6票の控えに、署名または押印をいただき、利用者の確認を受けたことがわかるようにしてください」とお伝えしておりました。これに加え、今後は「支援経過記録」に、利用者からの確認を受けた旨を具体的に記録していただく方法についても、「利用者に確認を受けた」と取り扱うこととします。事業所の実態に合わせて、いずれかの方法で利用者に確認を受けたことがわかるようにしてください。



その他

(4)参加確認について

Googleフォームに必要な事項を記載し、事業所番号毎に送信をお願いします。



ご視聴いただきありがとうございました

集団指導

令和8年度は動画配信と資料掲載をもって集団指導とします。

動画や資料の確認後、事業所番号毎にGoogleフォームの送信をお願いします。

運営指導

令和8年度に運営指導を実施する予定の事業所はスライドで説明した通りです。該当する事業所へは1ヶ月以上前に日程調整のご連絡をさせていただきます。

お忙しいとは思いますが、ご協力をよろしくお願いします。

